

令和7年度

第4回東かがわ市農業委員会議事録

令和7年6月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月20日（金）午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（15名）

会長	1番	田村 照栄	10番	黒川 義明
職務代理	2番	砂川 哲也	11番	青木 大明
	3番	三谷 博計	12番	安部 哲弘
	4番	山本 一郎	13番	三井 和彦
	6番	笹井 慎也	14番	松井 委昭
	7番	松枝 孝幸	15番	田中 卓臣
	8番	榎本 貴之	17番	松岡 由美
	9番	藤本 輝華		

4. 欠席委員（2名）

5番	田中 稔	16番	池田 正志
----	------	-----	-------

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

- 第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について
議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

7月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経	塩田佐知子	黒田 寛子	宮川 美里	安部 俊貴
田中 亘				

7. 会議の概要

事務局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただいまより令和7年度 第4回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料ですが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上に置かせていただいております図書目録 2025年 第2版でございます。 本日、田中稔委員、それから池田正志委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ それでは、まず日程第1 署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、本日の署名委員は、9番の藤本輝華委員、10番の黒川義明委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は1ページになります。今月は1件の報告がございます。 申請番号1番、貸し手、■■■■■、■■■■■様、借り手、■■■■■、■■■■■様。申請地は■■■■■を含みます田3筆、合計面積は1,299平方メートルになります。令和6年7月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告1件につきまして、事務局の説明がございました。双方合意の上での書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月3件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■■の■■■■■様、譲受人は■■■■■の■■■■■様。申請地は■■■■■ ■■■■■ほか1筆の畑、合計面積が1,123平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具についてはトラクター、耕運機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,462平方メートル、農作業歴は21年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は270日となっています。

	続いて、申請番号2番、地上権設定の案件です。 設定者は■■■■の■■■■様、被設定者は■■■■の■■■■、■■■■様。申請地は■■■■ほか3筆の田畑、合計面積1,983平方メートル。地上権の設定期間は10年で、後ほどの5条の申請にも出てきますが、営農型太陽光発電の案件となります。 続いて、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、459平方メートル。農地取得後の作目はパセリ。農機具については、トラクター、耕運機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は18,424平方メートル、農作業歴は67年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 以上の3件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第1号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明を頂きたいと思います。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
黒川委員	黒川です。■■■■さんと■■■■さんの案件ですけど、■■■■さんのところの自宅を訪問して確認しましたところ、■■■■さんの地元の家が平成16年の水害で流されまして、その後、そこに家を建てるんじゃなくて、白鳥の村のほうに自宅を構築したという条件で、今まで畑の維持を続けてきたんですけど、JAの今度の4月の異動で庵治のほうに異動しました。それで、その畑自体を、2筆あるんですけど、維持できないということと、■■■■さんにご相談の上、■■■■さんが畑の隣でやはり耕作してたんで、もう譲って耕作放棄地にしないような策で譲り受けたという経緯があります。確認しましたところ、自家製の野菜を作るということなんですけど、それも結構厳しいんだけど、取りあえず維持しようということで、■■■■さんから■■■■さんが譲り受けたという報告を受けております。荒れ地が増えるということを防いでいただいたので、■■■■さんのご意見は正当というふうに認めました。以上でございます。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、ただいま問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	こんにちは。安部です。よろしくお願いいたします。先週、富山推進委員と2

	一時転用の期間は3年間ですが、認定農業者の場合は10年間の設定が可能となります。今回は令和7年から令和17年までの10年間、地上権設定ということで設定をするということでございます。排水については雨水は自然沈殿、汚水の発生はありません。また、敷地は現状のまま使用いたしますので、新たな土砂の流出や堆積等の恐れはありません。年に1度の農作物の状況報告書も丁寧に作成し提出されており、土地改良区、地元の水利組合による農地転用に伴う取排水の同意書も頂いております。 以上の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	ただいま事務局のほうから、議案第2号につきましての説明がございましたが、先ほど1号のほうでも少し説明がございましたが、もう1回、議案第2号、5条のほうにつきましても、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたしたいと思います。
安部委員	この書類につきまして確認した結果、特に間違いなかったということで報告いたします。
会長	ありがとうございます。ただいま地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましても、異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取につきまして、今月総合計20件33筆でございます。事務局のほうから説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は4ページから10ページになります。 議案書の10ページの集計欄をご覧ください。 貸借の申請について報告させていただきます。貸借権の転貸0件、使用貸借権の転貸20件、合計20件33筆、合計面積36,524平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第3号についての説明が終わりました。説明のとおり、総合計で20件の33筆、36,524平方メートルにつきまして、もう皆様方お目通しいただいておるとは思いますが、この件につきましてご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、適当と認めて処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第4号 農用地利用計画変更申出の意見決定について、今月9件でございます。事務局より説明をいたします。

沿いのの隣の隣に位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は宅地拡張です。所有者の父が今から20年ほど前の平成17年頃、申出地に隣接する宅地に納屋と住宅を建てており、その納屋への進入路と、そしてその住宅用地内にはできなかった合併浄化槽の設置と駐車場を無断で農地に造ってしまい利用してきたものでございます。現在、両親共に亡くなっておりますが、所有者が帰省する際に利用しております。相続等でお家の整理をしていたところ、無断転用が明らかになったため、この度は是正するものでございます。

申出番号5番、議案書資料は21ページから24ページです。

変更前の土地所有者はの様、変更後の土地利用者は所有者が営む同じの、様でございます。申出地はの田、512平方メートルでございます。から西へ約200メートル入った第2種農地。変更後の利用目的は資材置き場です。現在、会社事務所近くに資材置き場を保有しておりますが、資材や重機でいっぱいになっており手狭で、資材も多く搬入搬出路も狭く、安全面においても不安を感じております。今後、業務も拡大し、資材も増える見込みがあるため、早急に新しい資材置き場を確保する必要があります。事務所にも既存の資材置き場にも近く、作業効率や維持管理等においても利便性も良く、南側の道路からの出入りも安全であるため、申出地に新しい資材置き場を確保するものでございます。

申出番号6番、議案書資料は25ページから28ページです。

申出人、土地の所有者はの様。申出地はの田、207平方メートル。利用の目的は農家住宅です。申出人は、昭和61年頃、居住地が手狭になり、居宅とその南側の申出地に進入路と車庫、納屋を建設し、40年近く使っておりました。この度、次に出てまいります申出番号7番の計画時に許認可手続きができていなかったことが判明し、是正するものでございます。

申出番号7番、議案書資料は29ページから32ページです。

土地の所有者は、先ほどの6番と同じの様、利用者はお孫さんで、の様でございます。申出地はの田、639平方メートルのうち403平方メートルでございます。とのの交わるところに位置する第2種農地です。変更後の利用目的は分家住宅です。申出人は現在結婚し、賃貸住宅に居住しておりますけれども、今後家族が増えることが想定されるため、居住用地が必要になり、実家近くにある祖父の所有である土地に住宅を建設する計画となったものでございます。

申出番号8番、議案書資料は33ページから36ページです。

土地の所有者、申出人は、の様、土地の利用者は息子さんで、の様でございます。申出地は、田、1,508平方メ

	一トルのうち499平方メートル。[]から西へ約180メートルに位置する第1種農地です。変更後の利用目的は分家住宅です。申出人は現在、夫婦で借家住まいをしておりますけれども、手狭であるため、実家も近く、また将来的に両親の老後の世話をするには都合がよく、近くに知り合いも多いため、父の所有する申請地に住宅を設けるものでございます。 申出番号9番、議案書資料は37ページから40ページです。 申出人は[]の[]様。申出地は[]の畑、91平方メートルでございます。[]から南へ約600メートル、[]沿いに位置する第2種農地です。利用目的は宅地拡張です。申出人は平成7年6月に、本人が営む事業所の隣に、当時、子どもの成長に伴い家財道具も増え、造成工事をし宅地拡張をいたしました。住宅を建築する際、農地転用をすることなく宅地拡張したことがこの度判明し、無断転用で制するもので、始末書も提出されております。 以上、9件の案件については、事業に必要性、緊急性があり、農用地区域から除外する面積も妥当な規模であるほか、周辺の土地利用から見ても適当性が認められ、ほかに代替する土地もなく、農用地の面的な集団性も損なわせないというところから、農用地区域からの除外は相当と思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三谷委員	1、2と私の担当区域、順次ごとでございます。まず1番目の件ですけれども、1番と2番と共通点がありまして、農業委員としての意見として、農地は農地として守ることは大事ですが、やはり東かがわ市内に人を定着させることのほうが大事だと思います。特に1番目の[]さん、私も農業委員として4年目を迎えるわけなんですけれども、知り合いですけれども、[]さん、38歳のほうから、「三谷さんよろしくお願いします」と。私もう4年になるんですけど、今回向こうから言ってきたのは2件目です。当然、現地も行きました。それで、親の建つとる隣が農地でありまして、そこを買い入れてするということで、農振除外ということで認めてあげてください。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきまして、ただいま地元委員のほうから説明を頂きました。問題はないというご回答を頂きましたが、ご審議いかがでしょうか。ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよ

	ろしくお願いいたします。
三谷委員	2番目の議案ですけれども、この■■■■さんとも私は友人関係になるんですけれども、ここ2人の長男と長女ですが、何年か前、1年前ぐらいに長女のほうで農振除外で近くに住むと、500メートルぐらい。今度、長男が今、■■■■さんの隣に住むということで、私にとってはうらやましいなど、みんな出ていく中で、親元に寄ってきて子どもを見てもらて子育てをしていくと、素晴らしいなと思ってます。本当にちっちゃな、先ほど無断転用という駐車場にしとる話もありますけれども、近隣との話もできてますし、これも農振除外として、ちっちゃい田んぼです。敷地内ということで、農振除外のほうを認めてあげてください。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。ご異議のある方、挙手をお願いいたしたいと思いますが、私のほうとしては異議があるかないかを皆様方のほうから反応を頂いたら助かります。 申請番号2番につきまして、補足説明が終わりましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松枝委員	松枝ですけど、申請番号3番、■■■■さんの件ですけど、先日、推進委員と2名で現地を確認して、また申請者本人とお話をさせていただきました。図面の位置図を確認していただいたらと思うんですけど、周辺に農地もあるんですけど、どうしてもここしかないということで、代替する農地がないと。また、周り山林なんですけど、山林は急峻で開発にも時間がかかる。地元の方にお話を聞きましたら、やはり市道沿いに無断駐車されて付近住民の方が大変ご迷惑しとるということでございますので、やむを得ない案件だろうと思ってます。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、今、補足説明のほうで詳細な説明がございました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松枝委員	申請番号4番の■■■■さんの案件ですけど、これも同じ日に推進委員と現地を確認して、両サイドが宅地と宅地、現場を見ますと奥に農業用倉庫があり

	まして、普段はお父さんがトラクター等で出入りをされていたようでして、また合併浄化槽が座っておりました。今回、お父さんが亡くなってもう2年経って、相続登記されたときにそういったものが発見されて、今回申請に上がったようでございますけど、ご本人とはちょっと連絡が取れなかったので何とも言えないんですけど、ただ私の経験から言いますと、お父さんがつくった時代では非農地証明なんか出てくるんだったんでなかろうかなと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号4番につきましても、ただいま説明がございましたが、この案件に対しましてご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
藤本委員	申請番号5番についてご説明させていただきます。こちら、 [REDACTED] の [REDACTED] さんからの申請ということで、資材置き場として変更したいということでした。推進委員のほうと一緒にご相談して、以前から推進委員のほうも何度かお話しさせていただいてたということで、問題なくずっと管理されてるので私も安心して見に行ったんですけれども、特に資材置き場として周辺の方もご了承いただいているということで、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号6番と7番、関連がございますので、一緒に審議させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、6番、7番の、地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
安部委員	私が確認しに行きましたのは、 [REDACTED] さんのところですかね、住宅を申請してましたのを確認してきましたけど、申請どおり間違いなかったことを報告しておきます。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいま、地元委員のほうから6、7番につきましては問題はないというご回答を頂きましたが、ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。

	続きまして、申請番号 8 番を議題といたします。私のほうから説明をさせていただきます。 推進委員の岩瀬さんと 2 人で■■■■さんのお宅を訪ねまして、いろいろお話をお伺いさせていただきました。たまたま今回出てます息子さんも同席をしていただきましたので、お話をさせていただきました。先ほど事務局のほうから説明がございましたように、まだ祖父母の方もおいですが、そこを含め、親御さんたちの老後のことも見ていきたいということで、親の近くに家を建てたいので、そこを除外してほしいということでございました。周りを見渡しますと、隣は宅地にもなっていました。全部が除外になるわけではございませんが、残った農地は息子さんのほうにも農地としてちゃんと耕作してくださいねということをお父さんと息子さんのほうにも確認をさせていただきました。あと、水利組合のほうにももう許可を頂いているということで、組合の方からの説明も頂いております。問題はなかろうかと思しますので、ご審議よろしく願いをいたしたいと思います。 それでは、申請番号 8 番をご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号 9 番を議題といたします。私の案件でございますので、説明をさせていただきます。 推進委員と 2 人で■■■■さん本人をお伺いしてお話をさせていただきましたが、先ほど事務局のほうから説明がございましたように、子どもさんの成長に伴いということで、本人はなかなかこの無断転用ということも気づいてなかったらしくて、今回、市のほうからまいりました税金関係の台帳を見まして、畑のままで残ってるということに気づきまして、今回、ちゃんと是正したいということで案件を出しましたということで、裏は皆さん見ていただいたら分かりますとおりに、もう川になっております。長尾土木事務所のほうにもちゃんと確認をしていただきまして、事務所のほうもオーケーを取っているという書類も同封されておりましたので、何ら問題はないかなと思しますので、どうぞご審議よろしく願いをいたしたいと思います。 それでは、申請番号 9 番をご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、議案第 4 号につきまして、全て異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第 5 号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月、更新が 9 件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第 5 号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取につ

いてご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。

今月の認定の更新は9件です。ご説明の前に、5年後の目標の年間所得水準について、改めてご説明させていただきます。

市の基本構想では400万円が基準となっておりますが、こちら5年後の目標のところにつきまして、地域の農業を担う認定農業者の少ないエリア等においては、地域の農地の受皿としての役割を担う担い手としての意義を考慮し、基本構想のおおむね8割程度の基準を適用させていただく場合がございます。今回においても、8割程度の基準を適用しております更新者がおりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。それでは、説明に入ります。

まず1件目でございます。東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型はレタスと水稻の栽培を中心とした複合経営です。今後は、排水の利便性が高いほ場での高品質なレタス、水稻を栽培することによる反収単価の増加を目指します。5年後の主たる農業従事者1人当たりの年間所得は330万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。

続きまして、2件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様です。目標営農類型は水稻とニンニク、露地野菜の栽培を中心とした複合経営です。水稻については、適切な肥培管理により品質の向上に努めます。ニンニクについては、作業支援活用による規模拡大及び早生品種の導入による作型の分散と単価の向上を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。

3件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様、■■■■様で、目標営農類型はブルーベリーの単一経営です。樹木を成木化し反収増加させることによって所得の向上を目指します。また、ブランディング化による付加価値を創造し、販売単収の増加も目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。

4件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型は主に採卵鶏の養鶏による単一経営です。今後も経営規模に見合った体制整備を図るとともに、鶏舎の改良による作業の合理化を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は700万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。

5件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型はパセリ、ミニトマト等の施設野菜と水稻の栽培を中心とした複合経営です。栽培システムを増築したパセリとミニトマトについては、今後、品質の向上と生産量の増加を図ります。また、水稻は特別栽培米である水主米の品質向上を図ります。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標といたします。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。

6件目は、東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型は水稻の単一

	経営です。農地の集積も進んでおり、引き続き栽培の効率化を図ってまいります。また、前回認定時はバラの栽培をしておりましたが、今後は水稻に注力し、高品質な水主米の生産を行い、反収単価の向上を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は1,800時間を目指いたします。 7件目は、同じく東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は原木シイタケと水稻の栽培を中心とした複合経営です。基盤整備済みのほ場を中心に今後、獣害対策を行っていき、反収の増加を図ります。また、原木シイタケは品質向上を図り、有利販売を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は440万円で、年間労働時間は2,000時間を目指いたします。 8件目は、東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は水稻とブロッコリー、ニンニク等、露地野菜の栽培を中心とした複合経営です。水利設備が整っているほ場を集積し、野菜の作付にも適したほ場を増加させることで、作業効率の向上を図ります。また、ニンニクについては、作業支援活用による規模拡大を目指していきます。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は380万円、年間労働時間は2,000時間を目指いたします。 続きまして9件目は、東かがわ市■■■■■在住の■■■■■様で、目標営農類型は菊、小菊といった花卉や施設野菜、アスパラの施設野菜、サトウキビといった工芸作物の栽培を中心とした複合経営です。菊の抵抗品種の導入及び防除の徹底によるロス率の低下を目指します。また、省力化や低コストに対応した品目としてサトウキビを導入しており、さらなる面積拡大を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は470万円、年間労働時間は2,000時間を目指します。 以上、これらの9件の経営改善計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で作成を行っております。 以上、9件、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第5号の説明が終わりました。ここで9件とも更新の案件でございますので、一括してご審議していただきたいと思いますと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号9件に対しまして、ただいま事務局のほうから、県、市それぞれの行政の方々のご協議の下、ご指導を仰いでの申請となっております。 この件に関しまして、ご異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、適当と認められ、異議の

	ない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、12件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	それでは、議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取についての説明をさせていただきます。議案書は14ページでございます。 その前に、今回、地域計画の変更申出については初めての案件、事案でございますので、少し説明をさせていただきます。 地域計画とは、将来の地域農業の在り方や10年後の耕作者を1筆ごとに記した目標地図を作成し、地域での話し合いを経て、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地の集約化を加速させるという計画でございます。本市においても、約1年間をかけまして、農業委員や推進委員、農業を担う方々にもご協力を頂き、令和7年3月31日付けでこの地域計画を策定いたしました。本議案は、農業経営基盤強化促進法で市町村は地域計画を定め、またこれを変更するときはあらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係機関の関係者の意見を聞かなければならないとされていることに基づき、今回、意見聴取をするものでございます。 机の上に配付させていただいておりますチラシのほう、こちらのほうは手続のフローでございますが、この申出書の申請書を出すタイミングと申しますか、スケジュール的なものでございます。この真ん中にあります農振除外、緑色の農振除外というところ、農振法による農用地区からの除外とか、右端にあります農地転用、農地法に係る農地転用を行う際には、あらかじめ地域計画の変更手続が今年度から必要となっておりまして、今回申出のある12件15筆については、2か月後の8月の農業委員会に農地転用案件として出てくるものだと思います。転用申請の2か月前の今月、地域計画の変更申出書を提出しなければならないことになっておりますので、今回12件出てきておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、説明させていただきます。 申請番号1番、申出地は[REDACTED]、田、1,195平方メートルでございます。こちらのほうは、次の申請番号2番の[REDACTED]様の自己住宅の計画中に所有者の無断転用が分かり是正するものでございます。所有者の[REDACTED]様は、平成8年から[REDACTED]を営んでおりまして、この用地は既に資材置き場になっております。ふた月後以降に、またこの転用申請が上がってくるものでございます。 申請番号7番は、本日、議案第2号の農地法第5条の転用で、申請番号7以外の2から申請番号11までは議案第4号の農用地利用計画変更申出の意見決定、農振除外の申請のほうで説明済みでございますので、省略させていただきます。 それでは、最後の申請番号12番、申出地は[REDACTED]、畑、213平方メートルでございます。こちらのほうは申請番号11番と関連がございまして、

	所有者の■■■■様は、平成6年より建設機械の修理販売業を営んでおりますが、昭和62年に農地の転用をすることなく住居の隣に事業用の倉庫と車庫を建築してしまいました。この度、無断転用を是正するもので、この案件も8月以降に転用申請が出てまいります。 以上、12件、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第6号、初めての案件でございますが、ただいま事務局のほうから詳細な説明がございました。今後また申請が出てくる前に変更申出ということでございます。この件につきまして、皆様方から承認いただけるかどうかを意見をお伺いしたいと思いますが、12件につきまして承認していただけますでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第6号につきましても、皆様方から承認を頂きましたので、認めてまいりたいと思います。 日程第2につきましては、以上にてご審議のほうを終わらせていただきます。 続きまして、日程第3、その他、7月の農業委員会について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	来月7月の農業委員会の日程については、前倒しになりまして、7月18日金曜日13時30分から、この3階大会議室のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局のほうから、7月の農業委員会については7月18日金曜日13時30分から本会場にて開催するというご説明がございましたので、日程等よろしくお願いを申し上げます。 ほかに事務局のほうからございませんか。
	(「はい」の声あり)
会長	事務局のほうからないようでございます。 委員のほうから何かご質問等がございましたら承りたいと思いますが、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでございますので、本委員会を閉じさせていただきたいと思いますが、閉会につきましては職務代理のほうからごあいさつを申し上げます。
会長職務代理者	～会長職務代理者あいさつ～